

## 業務委託契約書 (案)

アクセンチュア株式会社（以下「甲」という。）は、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）と、甲が行う「平成20年度健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業（国庫債務負担行為に係るもの）」に関連する業務について、以下により委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

目	的	甲は、〇〇〇〇（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
委	託	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（平成20年度支出限度額）
完	了	平成21年3月10日まで
実	績	委託業務完了の日（委託業務の廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）の翌日から10日以内
報	告	事業成果報告書 2部（1部100頁以上）、電子データ（報告書及び関連資料・データ等を記録したもの 1式（CD-R等）
納	入	東京都港区赤坂一丁目11番44号
場	所	赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社
有	効	平成20年 月 日から平成21年3月10日まで
そ	の	約定のとおり
他		

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

年月日

甲 東京都港区赤坂一丁目11番44号  
赤坂インターシティ  
代表取締役社長 程 近智

乙 (所在地)  
(相手方名称)  
(代表者氏名)

(実施計画書の遵守)

第1条 乙は、別紙1の実施計画書（以下「実施計画書」という。）に従って委託業務を実施しなければならない。

2 甲は、実施計画書記載の支出計画により、委託業務の実施に必要な経費を負担するものとする。

(成果物の提出)

第2条 乙は、委託業務についての成果物を完了期限内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の成果物を作成する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成20年2月5日閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととし、様式第1により印刷物基準実績報告書を前項の成果物とともに甲に提出しなければならない。

(事故の報告)

第3条 乙は、委託業務を完了期限内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに、様式第2により事故報告書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

(計画変更等)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、様式第3により計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施計画を変更しようとするとき。ただし、事業内容の軽微な変更の場合、支出計画の区分経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10パーセント以下の流用（人件費及び一般管理費への流用は、人件費及び一般管理費に係るそれぞれの消費税及び地方消費税に限る。）の場合並びに消費税及び地方消費税を流用する場合は除く。

(2) 委託業務を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(履行体制)

第5条 乙は、別紙2の履行体制図に従って、委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、別紙2の履行体制図に記載された事業参加者の代表として、委託業務の履行のため各事業参加者と業務委託契約を締結するものとする。

3 乙は、別紙2の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

4 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(債権譲渡の禁止)

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を書面による甲の事前承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託)

第 7 条 乙は、委託業務の全部を第三者に再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負を含む。以下同じ。）することはできない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に再委託する場合には、書面による甲の事前承諾を得なければならない。

3 乙は、前項に基づき甲の承諾を得たうえで委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に関連する当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

5 乙は、再委託先を変更する場合、書面による甲の事前承諾を得なければならない。

(使用者責任)

第 8 条 乙は、委託業務を担当する乙の従業員の品位の保持に努めるとともに、使用者として、民法、及び労働基準法、労働安全衛生法等の労働関連諸法令、その他法令に基づくすべての義務を負うものとする。

2 乙は、乙の作業者が本契約に定める事項並びに甲及び甲の指定した事務所内の構内管理上の諸規則及び職場秩序を遵守するよう指揮監督し、管理する義務を負う。

(総括事業代表者)

第 9 条 乙は、委託業務を担当するにあたり、乙の従業員の中から総括事業代表者を選任し、甲に通知する。

2 総括事業代表者は、委託業務を担当する乙の従業員を総括するものとし、実施計画書に基づき、甲と協議のうえ委託業務を遂行する。

(報告書の提出)

第 10 条 乙は、この委託業務が完了したときは、様式第 5 により委託業務完了報告書を直ちに甲に提出しなければならない。ただし、様式第 2 により事故報告書を甲に提出しその指示を受けた場合は、その期限によることができる。

2 乙は、様式第 6 により委託業務についての実績報告書を甲に提出しなければならない。ただし、様式第 7 により提出期限延期承認申請書を甲に提出し、その承認を受けた場合は、その期限によることができる。

3 前項の実績報告書における一般管理費の支出実績額は、契約締結時において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する受けるべき委託金の額の合計額に、契約締結時における一般管理費の実質率（計画変更により率に変動が生じた場合はその率）を乗じて得た額を超えない額とする。

4 第 2 項の実績報告書の受けるべき委託金の額は、区分経費ごとに委託契約額（流用額がある場合は流用後額）と支出実績額とのいずれか低い額とする。

(委託業務完了の検査)

第 1 1 条 甲は、成果物及び前条第 1 項の報告書を受理したときは、受理した日から 10 日以内に、成果物及び完了した委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、成果物の品質及び委託業務の完了を確認しなければならない。

2 乙から甲に納入された成果物に関する前項の検査合格後、または第 15 条第 3 項に定める乙から甲への引渡完了後 1 年以内に瑕疵（関連文書の不具合、設計上の瑕疵、パフォーマンス・性能・機能の不足、データの不整合等を含む）が発見されたときは、乙は、自己の責任と費用により、すみやかに補修を行うものとする。但し、乙が、当該瑕疵が甲の責に帰すべきものであることを立証した場合における、当該甲の責に帰すべき瑕疵については、この限りでない。尚、補修された瑕疵に関する検査については、前項の規定を準用する。

3 前項に基づき乙が補修すべき瑕疵を甲が乙と協議のうえ補修した場合、または当該瑕疵に起因して甲が損害を被った場合には、乙は、甲が負担した瑕疵補修の費用および発生した損害を賠償するものとする。

(支払うべき額の確定)

第 1 2 条 甲は、第 10 条第 2 項の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき額を確定（以下「確定額」という。）し、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も同様とする。

(支払)

第 1 3 条 甲は、前条の規定により支払うべき額を確定した後、乙の提出する様式第 8 による精算払請求書に基づいて支払を行う。ただし、事業途中の年度の支払については乙の提出する支払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書または支払請求書等を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内にこれをしなければならない。

(遅延利息)

第 1 4 条 甲は、前条の約定期間内に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、5%を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(契約の解除等)

第 1 5 条 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当した場合、相当の猶予期間を設けて文書により催告する。催告にもかかわらず是正されなかった場合、本契約の一部または全部を解除することができる。

一 委託業務に関わる乙の関係者の故意または過失により、甲に損害を与えたとき

二 委託業務に関わる乙の関係者が正当な理由なく契約の履行を怠ったとき

三 乙が甲の定める期日までに委託業務を完了せず、または成果物を納入しなかったとき

2 甲は、相手方が以下の各号の一に該当した場合、何等の通知・催告等を要せず直ちに本契約を解除することができる。

一 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を

受けた場合、または保全差押えを受けた場合

二 手形、小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合

三 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停もしくは破産その他倒産手続開始の申立があった場合

四 合併、解散、清算、または事業の全部もしくはその重要な一部の第三者への譲渡をし、またはしようとした場合

五 天災等の不可抗力により委託業務の遂行が不可能となった場合

3 前二項の場合、甲は、当該解除時点までの成果物について引渡請求権を有し、乙は、かかる引渡が行われた場合に限り、当該解除時点までに乙が完了した業務についての業務委託料の支払請求権を有する。

4 甲は、本条に基づき契約を解除した場合において、当該解除時点において乙に委託金の全部又は一部を支払っているときは、乙に対し、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

#### (延滞金)

第 16 条 乙は、第 13 条第 1 項及び前条第 4 項の規定により甲に確定額を超える額又は委託金の全部若しくは一部を返還する場合、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年利 5 パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

#### (帳簿等の整備)

第 17 条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を平成 28 年 3 月 31 日まで保存しておかななければならない。

#### (財産の管理)

第 18 条 乙は、委託業務の実施により取得した財産については、委託業務完了後又は廃止後においても善良な管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。

2 乙は、取得財産について様式第 9 による取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合のほかは、委託業務完了後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出し、必要な場合は、処分に関して甲の指示を受けるものとする。

#### (知的財産権の範囲)

第 19 条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び外国における上記各権利に相当す

る権利（以下「産業財産権」と総称する。）

二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）

三 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

四 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び著作権の対象となるものについては創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 3 項に定める行為及び著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

4 この契約書において「成果物」とは、本契約において定めるものをいう。

#### （知的財産権の帰属）

第 20 条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第 10 による書面で甲に届け出た場合、本件業務においてなされた発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一 乙は、本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第 24 条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が本件業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲及び甲が指定する第三者（以下「丙」という）に許諾する。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を丙に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲または丙が認める場合、当該知的財産権を追加費用を請求することなく甲に譲り渡さなければならない。

#### （成果物の利用）

第 21 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、乙は、本件業務においてなされた発明等に係る知的財産権について、甲及び丙による成果物の利用に必要な範囲で、追加の費用負担することなく、甲及び丙が実施する権利を甲及び丙に許諾するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく甲及び丙による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本件業務に係る知的財産権に乙又は第三者が従前より権利を有する知的財産権が含まれる場合

において別段の定めがあるときには、甲及び丙は、かかる定めに従いこれを利用できるものとする。

3 乙が保有する本件業務に係る知的財産権に秘密情報が含まれる場合は、第 2 2 条の規定に従うものとする。

(秘密情報の取扱い)

第 2 2 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後 10 日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を、委託業務についての甲の顧客をのぞく第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

三 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

四 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ利用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の従業者及び役員（以下「従業者等」という。）に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該従業者等に退職後も含め課すものとする。

5 秘密情報の提供及び返却等については、第 2 3 条を準用する。

(資料等の提供及び返還)

第 2 3 条 甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲、乙協議の上、甲は乙に対しこれらの提供を行う。

3 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲、乙協議の上、乙に提供するものとする。

4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、成果物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。

5 甲から提供を受けた資料等（乙が本件業務遂行上必要な範囲で複製又は改変したものを含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(知的財産権の報告)

第 2 4 条 乙は、本件業務に係る産業財産権の出願又は申請を初めて行ったときは、出願の日から 30

日以内に、様式第 1 1 による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第 2 3 条第 6 項及び同規則様式 2 6 備考 2 4 等を参考にして、当該出願書類に国の委託又は請負に係る開発の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 3 0 日以内に、様式第 1 2 による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、本件業務において創作された著作物について、成果物の納入後 3 0 日以内に、様式第 1 3 による著作物通知書を甲に提出しなければならない。ただし、本契約（仕様書等の付属書面を含む）または納品書等の甲が指定または受領する書面において様式第 1 3 に記載すべき事項が記載されている場合は、この限りではない。

5 乙は、甲が求める場合には、産業技術力強化法第 1 9 条第 1 項第 3 号の規定に係る本件業務の知的財産権の活用の状況について報告をするものとする。

#### （知的財産権の譲渡）

第 2 5 条 乙は、本件業務に係る知的財産権を甲または丙以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、様式第 1 4 による譲渡通知書を甲に提出するとともに、第 2 0 条から第 2 2 条、前条及び次条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

#### （知的財産権の実施許諾）

第 2 6 条 乙は、本件業務に係る知的財産権に関し、甲及び丙以外の第三者に日本国内において排他的に実施する権利（以下「排他的実施権等」という。）を許諾する場合には、様式第 1 5 による排他的実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （産業財産権の管理）

第 2 7 条 第 2 0 条第 2 項に基づき甲に産業財産権が帰属し、かつ甲の指示を受けた場合、乙は、本件業務に係る発明等について、当該産業財産権に係る出願から権利の成立に係る登録までに必要な手続を甲または丙の名義により行うものとする。

2 甲は、前項の場合において本件業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

#### （職務発明規程の整備）

第 2 8 条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者等が行った発明等が本件業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを本件業務に適用できる場合は、この限りではない。



(第三者の権利侵害)

第 29 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の権利を侵害しないように留意すると共に、成果物が第三者の知的財産権その他の法的権利を侵害していないことを、甲に対して保証する。

2 成果物が第三者の知的財産権を侵害することを理由として、何らかの請求・異議等が申し立てられ、もしくは訴訟が提起された場合には、乙は、自己の責任と費用負担で当該申し立てを解決するものとする。また、乙は、成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責を負うものとする。

(現地調査等)

第 30 条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類、その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第 31 条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、第 1 項の調査の結果及び前項の修正実績報告書をふまえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年利 5 パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(公表の禁止)

第 32 条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。ただし、産業財産権の出願又は申請を行う場合は除く。

(秘密の保持)

第 33 条 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(契約の公表)

第 34 条 乙は、本契約の名称、委託金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(個人情報の保護)

第 35 条 本契約において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合するこ

とができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいう。なお、乙が甲から受領する秘密情報に個人情報が含まれる場合、当該情報の取扱いにあたり、第 22 条に加え本条各項の規定を併せて適用するものとする。

2 乙は、委託業務の遂行にあたり、甲から預託される、または委託業務を遂行する過程で知得する個人情報を、善良な管理者の注意をもって管理し、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、委託業務以外の目的のために利用し、または第三者に利用させもしくは開示・漏洩しないものとする。

3 乙は、個人情報の管理責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

4 乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、盗用、改竄、紛失等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

5 乙は、個人情報の情報主体である本人から当該個人情報の開示、訂正、追加または削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報の提供を要請された場合、すみやかに甲に通知するものとする。

6 乙は、本契約に違反して個人情報が委託以外の目的のために利用された場合、第三者に開示・漏洩・盗用された場合、または紛失した場合、当該事象が判明した時点で直ちにその被害拡大・被害発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、当該事象の発生及びその状況を速やかに甲に報告するものとする。当該報告に関連して、甲から乙に対応策等の指示のある場合、乙は、これに従うものとする。

#### (セキュリティ関連規定の遵守)

第 36 条 乙は、乙による秘密情報の管理方法等に関し、情報セキュリティ等の観点から、甲が甲の社内規程等に基づく特段の要請を行った場合には、正当な理由のある場合を除き、当該要請に従わなければならないものとし、また、甲が別途情報セキュリティに関する覚書等の締結を求めた場合には、甲と協議のうえその締結に応じるものとする。

#### (監査等)

第 37 条 甲は、乙による本契約の義務の遵守状況を確認するため、報告書その他の資料の提出を随時乙に対して求めることができる。

2 甲は、乙または再委託者の施設に立ち入り、本契約の遵守状況について、監査または確認等を行うことができる。

3 甲は、必要と判断するときは、乙及び再委託者に対して、必要な是正措置をとるよう求めることができる。

4 乙は、前各項による甲の要求を正当な事由なくして拒んではならず、また再委託者をして甲の要求に従うべく適切な措置を講じなくてはならない。

#### (損害賠償)

第 38 条 委託業務の遂行上、乙もしくは乙の従業員または再委託者が、甲、丙または第三者に損害を及ぼした場合、または本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償する責を負うものとする。また、甲が委託業務に関連して丙または第三者から何らかの請求を受ける等して損害を被った場合、または費用(弁護士費用を含む)の支出を行った場合、乙は、その損害及び費用を賠償もしくは補償するものとする。

2 甲は、本契約に違反して乙に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負うものとする。

(登記事項等の変更通知)

第 39 条 乙は、その住所、商号、代表者その他重要な商業登記事項または経営上の重要な事項に変更があった場合には、遅滞なくその旨を文書で甲に通知するものとする。

(輸出管理)

第 40 条 乙は、本契約の履行にあたり、外国為替及び外国貿易法等の技術輸出に関する関連法規を遵守するものとする。なお、乙は、米国輸出管理法等の外国の輸出関連法規が適用される場合には、これらの法規も遵守するものとする。

(合意管轄)

第 41 条 本契約に関する訴訟に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(次年度契約)

第 42 条 甲および乙は、有効期間満了の 10 日前までに甲から乙へ書面による特段の通知がない限り、次年度においても本契約と同条件の業務委託契約を締結するものとする。但し、当該再締結は平成 22 年度の業務委託契約の締結を最終とする。

2 前項の場合に関わらず、当該業務委託契約の委託金額および委託業務の詳細については別途甲乙間で協議し決定するものとする。

(残存条項)

第 43 条 第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 15 条、第 16 条、第 20 条乃至第 22 条、第 24 条乃至第 29 条、第 31 条乃至第 36 条、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 43 条および第 44 条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(契約書の解釈)

第 44 条 本契約の目的の一部、完了期限その他一切の事項については、甲、乙協議の上、何時でも変更することができるものとする。

2 前項の規定によるほか、本契約の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 前二項の規定による協議が整わない場合は、乙は甲の意見に従わなければならない。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

(1) 独占禁止法第 4 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき

- (2) 独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - (3) 独占禁止法第66条第4項の審決が確定したとき
  - (4) 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第50条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第66条第4項の審決についての審決書
- (4) 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の場合の契約の解除等）

第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として

甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(様式第 1)

記号番号

平成年月日

アクセンチュア株式会社 御中

住所

名称

代表者氏名 印

印刷物基準実績報告書

契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)

品名 ( )

## 1. 印刷用紙 (カラー用紙を除く。)

基準	実績	基準を満たせなかった理由
① 古紙パルプ配合率 70%以上	配合率 %	
② バージンパルプ (間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。) が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。		
③ 非塗工紙については、白色度が 70% 程度以下	白色度 %	
④ 塗工紙については、塗工量が両面で 30 g/m <sup>2</sup> 以下	塗工量 g/m <sup>2</sup>	
⑤ 再生利用しにくい加工が施されていない。(プラスチックをラミネート又はコーティングされていない。)		

## 2. 印刷用紙 (カラー用紙)

基準	実績	基準を満たせなかった理由
----	----	--------------

① 古紙パルプ配合率 70%以上	配合率 %	
② バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。		
③ 非塗工紙については、白色度が 70%程度以下	白色度 %	
④ 塗工紙については、塗工量が両面で 30 g/m <sup>2</sup> 以下	塗工量 g/m <sup>2</sup>	
⑤ 再生利用しにくい加工が施されていない。（プラスチックをラミネート又はコーティングされていない。）		

## 3. 印刷

基準	実績	基準を満たせなかった理由
① 印刷用紙に係る判断の基準（上記参照）を満たす用紙が使用されている。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除く。）		
② 古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていない。 ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良 EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）、合成紙、インディアペーパー ・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。）、発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。）、金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。） ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。）・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）		

③ オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されている。		
--	--	--

## 記載要領

1. 品名欄には「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等印刷物の種類を記載し、別葉に作成のこと。

2. 「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等については、委託先から当省以外に普及広報等のために作成・配布されたものも対象とすること。

3. 「実績」欄について1. ①、③、④、2. ①及び③は数値（使用されている印刷用紙が複数種類ある場合はすべてに対応するページ数を実績欄に〈〉書で記載のこと。）を1. ②、⑤、2. ②、④及び3. ①～③については○又は×を実績のない部分については斜線を記載のこと。

4. 使用している用紙が複数種類混在している場合については、ページ数の大部分が「基準」を満たす用紙を使用している場合には「基準」を満たしたこととする。

5. 「基準を満たせなかった理由」欄については、該当する場合に各欄に記載のこと。

※ 1. 印刷用紙②（2. も同じ）の合法性に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

※ 3. 印刷③の「芳香族成分」とは、日本工業規格K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。



(様式第2)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

### 事故報告書

契約書第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 受託金額（受託金額に変更があった場合は、変更後の金額を記載のこと。）
3. 事故の原因及び内容
4. 事故に係る金額
5. 事故に対して採った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第3)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

計画変更承認申請書

契約書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 受託金額（受託金額に変更があった場合は、変更後の金額を記載のこと。）
3. 業務の進ちょく状況
4. 計画変更の内容
5. 計画変更の理由
6. 計画変更が業務に及ぼす影響
7. 計画変更後の支出計画（新旧対比のこと。）

（注）中止又は廃止の場合は、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

(様式第4)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

履行体制図変更届出書

契約書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

(様式第5)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

委託業務完了報告書

契約書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 契約年月日
3. 受託金額（受託金額に変更があった場合は、変更後の金額を記載のこと。）
4. 委託業務完了期限
5. 委託業務完了年月日

(様式第6)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

### 実績報告書

契約書第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 受託金額（受託金額に変更があった場合は、変更後の金額を記載のこと。）
3. 実施した委託業務の概要
4. 委託業務に要した経費

（1）支出総額

総括表（単位：円）

区 分委託契約額流用額流用後額支出実績額

受けるべき

委託金の額

※ 受けるべき委託金の額は、区分経費ごとに委託契約額（流用額がある場合は流用後額）と支出実績額とのいずれか低い額とする。

（2）支出内訳（実施計画書中、支出計画の例による。）

(様式第7)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

実績報告書提出期限延期承認申請書

契約書第10条第2項ただし書の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 受託金額（受託金額に変更があった場合は、変更後の金額を記載のこと。）
3. 延期する理由
4. 希望する提出年月日

(様式第 8)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

精算払請求書

精算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(様式第 9)

取得財産管理台帳

取得財産明細表 (平成 年度)

区分財産名規格数量単価金額取得年月日保管場所備考  
円

(注)

1. この様式は、管理台帳、明細表両表とし、いずれかを表示すること。ただし、対象となる取得財産は、取得価格の単価が消費税及び地方消費税込みで 20 万円以上の財産とする。
2. 区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権 (産業財産権等)、(オ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
3. 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。



(様式第 10)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

確認書

名称代表者氏名（以下「乙」という。）は、アクセンチュア株式会社（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 乙は、上記本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
3. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本件業務に係る知的財産権を実施する権利を甲及び甲が指定する第三者に許諾する。
4. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
5. 乙は、甲が前項に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

(様式第 1 1)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

産業財産権出願通知書

契約書第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 開発項目
3. 出願国
4. 出願に係る産業財産権の種類
5. 発明等の名称
6. 出願日
7. 出願番号
8. 出願人
9. 代理人

(様式第12)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

産業財産権通知書

契約書第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 開発項目
3. 出願等に係る産業財産権の種類
4. 発明等の名称
5. 出願日
6. 出願番号
7. 出願人
8. 代理人
9. 登録日
10. 登録番号

(様式第13)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

著作物通知書

契約書第24条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 開発項目
3. 著作物の種類
4. 著作物の題号
5. 著作者の氏名（名称）
6. 著作物の内容

(様式第14)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

譲渡通知書

契約書第25条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 開発項目
3. 知的財産権の種類
4. 知的財産権の名称（出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む。）
5. 譲渡先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
6. 契約書第20条から第22条、第24条及び第26条の規定の適用に支障を与えないことが分かる書面又は支障を与えないことを約する書面（譲渡契約書の写し又は確認書等）

(様式第14-1)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

譲渡通知に係る確認書

名称 代表者氏名（以下「乙」という。）は、アクセンチュア株式会社（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 譲渡先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む）
3. 乙は、前項の譲渡先に知的財産権を譲渡する際、契約書第20条から第22条、第24条及び第28条の規定の適用に支障を与えないことを約させる。

(様式第15)

記 号 番 号  
平 成 年 月 日

アクセンチュア株式会社 御中

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名 印

排他的実施権等設定承認申請書

契約書第26条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 開発項目
3. 契約書第26条に規定する排他的実施権等を設定しようとする知的財産権について  
知的財産権の種類（注1）  
排他的実施権等の範囲（地域・期間設定を受ける者、番号（注2）及び内容）  
名称（注3）
4. 承認を受ける理由（下記の（1）から（5）の番号に○を付ける（複数可）とともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
  - （1）実質的に日本国内において生産されるとみなせるため
  - （2）排他的実施権等の設定を受ける者が、実質上同じ組織にあるとみなせるため
  - （3）国内でのライセンス先を探すに当たって、合理的な努力を行ったがライセンス先が見つからなかったため
  - （4）国内で製造することが商業的に困難であるため
  - （5）当該技術が日本国内で製造されなかったときにおいても、当該ライセンスにより我が国に利益がもたらされるため

(注)

### 1. 具体的な理由の説明

#### (1) (理由が(1)の場合)

これは、当該物が販売、使用又は貸渡しされる場合において、国内で販売、使用又は貸渡しされる物(排他的実施権等の設定の対象における物)の総量の何パーセントが、国内で生産されているかを説明する。

なお、この割合がおおむね90パーセント以上である場合は、「日本国内において生産されている」と解されるので、そもそも本申請を行う必要がない。一方、国内で生産される割合が低い(おおむね50パーセント未満)場合には、下記理由

(5)に掲げられている観点等を用いて、我が国利益に資することを説明できることが望ましい。

#### (2) (理由が(2)の場合)

以下のいずれかの場合に該当することを説明する。

○親会社と子会社との関係である場合。(※) ○大学・公的研究機関と、当該大学・公的研究機関の技術を第三者へ移転する技術移転機関(自己実施をしない機関に限る。)との関係である場合

※親会社とは、他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社をいい、子会社は、当該他の株式会社又は有限会社をいう。(3)

#### (理由が(3)の場合)

以下の観点を適宜用いて説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

○コンタクトを取った会社数○当該会社にライセンスすべくコンタクトを取った方法○相手側に示したライセンス条件 ○海外で製造するとした企業と国内で製造するとした企業でのライセンス条件の比較 ○相手側企業の反応状況(4)(理由が(4)の場合)

以下の観点を適宜用いて説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

○商業ベースでの国内での製造の実現可能性を困難とさせている要因は何か(海外と国内での製造のコスト比較等) ○日本国内で製造しようとした場合、どのような問題が生じるか(当該製品の市場化がどの程度遅れるか、それ以外にどのような問題が生じるのか)そのために、当該製品の我が国及び海外への製品供給を通じ、我が国の利益にどのような影響を与えるか ○海外での製造が必要とされている状況は何か(同様の技術をめぐる世界市場の動向、法制上、自然条件上の制約等)○申請者自身が国内で製造する能力を有しているか、当該申請者が国内で製造しようと努力したか(立地場所の検討、関係者との契約の検討等)

#### (5) (理由が(5)の場合)

以下の観点を適宜用いて説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

○当該技術が我が国において製造されない(当該技術が物を製造するものではない場合も含む。)ことによって、我が国にどのようなメリット・デメリットがあるか ○当該予算・開発の目的等に照らして、我が国の利益の増進にどのように寄与するか○我が国における工場・設備への直接的・間接的投資に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○国内の新たな雇用の創出、高レベルの雇用の創出、国内熟練



基盤の強化に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○国内における技術開発力の向上に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○ライセンスによるロイヤリティ収入も含めた対外収支に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○クロスライセンス、サブライセンス、再譲渡条項等のライセンス方式において日本の利益を最大化する努力がどのように行われるか

## 2. 記載要領

(注1): 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注2): 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に排他的実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注3): 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(別紙 1)

実施計画書(仕様書) (略)

(別紙 2)

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業社名 住所 契約金額 事業の範囲

実証事業実施者

（再委託先）

東京都〇〇※算用数字を使用し、円

単位で標記

※できる限り詳細

に記入のこと

A " " "

実証事業者 A（未定）

実証事業者 B（未定）

実証事業者 C（未定）

実証事業者 D（未定）

事業者 E

